

秘密保持誓約書

公益財団法人 自動車リサイクル促進センター 御中

住所

会社名・法人名

代表者氏名

代表者印

記

当社は、「自動車リサイクルコンタクトセンターの構築、移行および運用に関する業務の委託」への入札参加（以下「本調達」という。）を行うにあたり、公益財団法人自動車リサイクル促進センター（以下「貴財団」という。）から開示された秘密情報の取扱いについて、以下のとおり誓約します。

（秘密情報）

第 1 条 本誓約書における秘密情報とは、貴財団が本調達に関し秘密である旨の明示をして開示した情報とします。ただし、次の各号に該当するものは秘密情報に含まないものとします。

- 1 開示を受ける前に既に保有し、又は第三者から秘密保持の義務を負うことなく入手していたもの
- 2 開示を受ける前から既に公知又は公用となっているもの
- 3 開示を受けた後に当事者の責によらず公知となったもの
- 4 開示を受けた後に、正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を負うことなく入手していたもの
- 5 書面により貴財団から事前の承諾を得たもの
- 6 開示を受けた秘密情報によらず自ら独自に開発したもの

（秘密の保持）

第 2 条 当社は、秘密情報について厳に秘密を保持するものとし、第三者に漏洩しません。

ただし、本件の提案に当たって第三者に秘密情報を開示、閲覧等させる必要がある場合には、貴財団の事前承諾を得たうえで、当該第三者に開示します。その場合、当該第三者に対しても本誓約と同様の秘密保持誓約をさせます。

（目的外使用）

第 3 条 本調達の目的以外に秘密情報を利用しません。

（損害賠償）

第 4 条 当社および事前承認を得て、秘密情報を開示した第三者が本誓約に違反して貴財団に損害を与えた場合には、その損害（直接かつ通常の損害に限り、逸失利益を含まない）について賠償します。

（誓約の存続）

第 5 条 当社は、当該入札手続が終了後も引き続き本誓約書に定める秘密保持に関する義務を負うものとします。

（協議事項）

第 6 条 本誓約に定めのない事項に疑義を生じた場合には、貴財団と誠意をもって協議の上、その解決にあたります。

以上